

## 令和３年度 第１回公園および公園施設の指定管理者の選定委員会 議事録

１ 日 時 令和３年 11 月 5 日（金）13:30～

２ 場 所 福岡市赤煉瓦文化館会議室 3

### ３ 会議次第

第 1 号議案 令和 2 年度の事業評価について

第 1 号議案について、原案どおり承認された。

第 2 号議案 令和 3 年度の事業評価（案）について

第 2 号議案について、原案どおり承認された。

### ４ 議事要旨（○：委員長，委員 △：事務局）

△ （配布資料の確認）

△ 議事進行は、要綱により議長である委員長にお願いする。

○ それでは事務局に本日の概要より説明をお願いする。

△ （概要の説明）

○ 本委員会は、「公園及び公園施設の指定管理者選定委員会に関する要綱」第 6 条第 1 項により「原則として公開する」と規定されているため、本委員会も公開する。

### 第 1 号議案 令和 2 年度の事業評価について

△ （議案の説明）

○ ただいまの説明を踏まえ、令和 2 年度の事業評価について、委員会の意見をまとめたいと思う。事務局の判断基準や採点の是非について意見がある委員は発言をお願いする。

○ 今年度はオリンピックの開催もあり、スケートボードにおいては多くのメダルを獲得し関心が高まっている。雁の巣レクリエーションセンターは、専用エリアの設置や教室を開催しておりタイムリーなことを行っているため、サービス向上はより評価してもいいと考える。

○ 事務局は、雁の巣レクリエーションセンターにおけるスケートボード施設の利用者数や、教室の受講者数について、把握しているか。

△ スケートボード事業については、指定管理者において、施設の設置運営のほか教室の実施を行っているが、大きな問題もなく適切に運営している。利用者数は管理事務所が把握しているが、市としても事業報告書や日々のやり取りの中で確認している。スケボー施設の利用者は多く、特に管理者主催の教室などは申込者多数で断っている状況と聞いている。

○ スケートボードは雁の巣では出来るのに青葉公園のように禁止している公園もある。市としてどうするか検討が必要と思う。

- △ 条例としては、公園でのスケートボードの使用は禁止していない。ただし、青葉公園は住宅地にある公園でもあり、近隣住民への騒音や公園自体の傾斜地部分が多いという問題もあり、運用面で禁止にしている状況。雁の巣レクリエーションセンターは、比較的広大で住宅地からも離れているため、スケートボードの使用が可能である
- 指定管理者の声かけも単なる「禁止」という説明ではなく、雁の巣レクリエーションセンターであればスケートボードができるなど説明を行い、うまく誘導できるようになれば良い。指定管理者間で意見交換する場はないのか。
- △ 指定管理者間で情報交換する会議の場を設置しており、スケートボードも議題になっている。ただ、怪我もしやすいスポーツであり指導者の確保が課題と聞いている。
- オリンピックで話題になったスポーツでもあり拡充を検討してほしい。
- 雁の巣レクリエーションセンターのスケートボード施設は指定管理者の自主事業によるものであるが、これまでも市議会からも設置にかかる要望はあがっている。
- スポーツ用品販売店で地元の野球チームなど掲載されているように、スケートボードができる公園も、ここなら使用可能のような広報ができればと思う。
- 今津運動公園は、利用者ニーズ把握のためアンケートを行い 414 件の結果をあげており、他公園に比べても指定管理者側の意識が高いと感じている。今津運動公園が、特筆している状況であれば加点しても良いのではないかと思います。
- △ アンケートは提案時に必須項目としており、どの公園も実施しており事業報告書の中で報告してもらっている。各公園様々な手法で行っているが、400 件という数字自体は他の公園と比べても多い。
- 今津運動公園は、テニスコートや野球場など利用者も多い。公園の特性にもよるとは思うが、アンケート数が多いだけでは加点されないのか。
- 件数が多くても苦情ばかりだと意味がない。概要版にアンケートの分析結果を掲載してもらえれば、委員会としても評価しやすい。
- アンケートについては、その後の対応が大事であり、アンケート結果をふまえた改善でサービス向上につながれば加点ということで考えたい。
- 施設の管理経費について、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言に伴い施設が閉鎖されていたが、人件費などの固定費については問題ないが、変動費などの閉園に伴い使用されなかった経費については、どのように対応したのか報告をもらったのか。
- △ 園内全体の閉鎖ではなく駐車場等の一部閉鎖であり、徒歩等での利用は可能なことから通常の維持管理は発生している。あわせて、有料公園施設や駐車場など一部施設を閉鎖した際には、指定管理者に対して、閉鎖期間を利用して普段作業できない修繕や広報活動等を充実するよう指示し、ヒアリング等で確認している。
- 指定管理経費の精算は、単年度会計か、複数年会計か。
- △ 単年度会計になる。
- 新型コロナウイルスの影響にあり、どの施設も利用者が減となる状況にあったが、月限

パークゴルフ場においては4～6月は低迷しているが、それ以降は過去2年と同水準となっている。確かに年間を通して見ると、利用者数は減少しているが、コロナ禍の状況を考慮すると評価してもいいのではと思う。

- △ 昨年度の有料公園施設の利用状況は、野球やサッカーなどの団体利用が少ない傾向にあった。月隈パークゴルフ場は個人利用が主であるが、同様に個人利用が主のテニスにおいても比較的高い傾向にあったため、特段の加点までは行っていない。
- 月隈パークゴルフ場のグラフが、前年度と比較できて見やすいため、標準にしてはどうか。
- △ 各公園で施設数も異なるが、見やすいグラフは検討したい。
- 月ごとの変化がわかると良い。
- 閉鎖期間中は、公園駐車場も閉鎖していたが、市民からの問合せはあったか。
- △ コロナ禍であるからこそ公園を利用したいという意見や、反対に人が密集するので閉鎖したほうが良いといった様々な意見を頂いた。大規模公園では、スポーツの大会開催も多く県外からの利用者もあり開園するタイミングが難しかった。
- 運動施設については、令和2年度はほぼ全ての大会が中止となったが、令和3年度は、中体連や高体連などを中心として大規模大会の一部は開催された。また、公園の閉鎖は地域性も見られ、特に関東方面では途中で開園した例も多かった。ただし、本市は感染者数も多かったこともあり閉鎖が長期化した。一般の利用者からみると厳しい制限が長く続いたものとする。
- どうしても地域差はでる。市として判断していく必要があるだろう。
- 桧原運動公園は校区の防災会議に参加しているが、他公園は出来ていないように見える。公園側だけの問題ではないと思うが、市としても公園を防災拠点や地域との連携の場などに活用できるよう検討してほしい。
- コミュニティは非常に大事な要素となっており、また地域だけではなくスポーツ団体を含めて考えていったほうが良い。福岡市に人口が集っており九州でみても極めて重要な場となっている。公園のネットワークを通じて、被災などの自然災害だけでなく社会問題も含め、様々な事案にも対応できるよう取り組んでほしい。
- 今津運動公園でも地域との連携で面白い取り組みをしたと聞いている。
- △ 今津運動公園においては、地域との連携で今年度に公園内に今津カフェをオープンした。当公園がある北崎地区や今津地区は市としても地域活性化に力を入れている地域である。そこで、公園の指定管理者も地域に入って協議を重ね、両地区のPR広報ポスターを、また近隣の障がい者施設で製作したお菓子や隣接する今津リフレッシュ農園の野菜の販売を行うなど、様々な面で地域と連携したカフェを開設した。指定管理者はこの取り組みを中心的な立場で担った。
- 市として、どうやって地域振興に関わるかが課題であったが、公園をうまく活用して実現できたと考えられる。

- 同様の事例としては、雁の巣レクレーションセンター。こちらでも、地域の事業者が売店の管理運営を行っている。
- 雁の巣のように地域と事業者がしっかりと連携してもらえるのが理想である。
- 経済に貢献できるようになったのが大事。防災含めて経済にも貢献できると良い。
- 指定管理者間で、防災を含めて連携して取り組んでいる事業などはあるか。
- △ 青葉運動公園、桧原運動公園、西部運動公園、今津運動公園の4公園では、テニス大会を共同で開催している
- 各公園、芝生の状況はどうか。
- △ 特に問題はない。また、駐車場の閉鎖もあり利用者が一時的に減になったこともあり、芝生の育成が進み良好な環境である。
- 1号議案について意見はないか。なければ、この議案については事務局案のとおりとする。
- （異議なし）

## 第2号議案 令和3年度の事業評価（案）について

- △ （議案の説明）
- ただいまの説明を踏まえ、令和3年度以降の事業評価について、委員会の意見をまとめたいと思う。事務局の判断基準や採点の是非について意見がある委員は発言をお願いします。
- 事務局案の一つ一つの項目を見ると、5点満点が多く、すべての項目に4点を付けた場合、合計が80点になり、新しい評価基準では「B」が多くなる。仮に、すべての事業者が4年間B評価であった場合、インセンティブ・ペナルティが2.0点もらえることになると思うが、認識に間違いはないか。
- △ 間違いはない。事務局案は、昨年度の選定委員会時の検討事項である、80点と90点の事業者の評価区分が、A評価とB評価に半数程度に分かれるため、評価も適正になると考えている。
- 各項目の配点区分が、これで問題ないかという面もある。
- △ 配点区分については、公募時の項目の点数を基にしている。
- 了解した。
- 2号議案について意見はないか。なければ、この議案については事務局案のとおりとする。
- （異議なし）